

答 申

1 審査会の結論

四街道市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成24年4月20日付け教学指令第1号で異議申立人に対して行った「平成20、21、22、23年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査報告書」（以下「調査報告書」という。）を唯一の行政文書と特定し、四街道市情報公開条例（平成9年条例第19号。以下「条例」という。）第8条第2項を理由に情報非公開決定処分とした判断は、妥当とは言えないため、同決定を取り消し、改めて請求対象文書を特定して理由を付した上で、公開・非公開等の決定を行うことが適当である。

2 諮問に至る経過

- (1) 異議申立人は、平成24年4月9日付けで、実施機関に対し、条例第6条の規定により、「四街道市内の小学校、中学校における平成20年度、21年度、22年度、23年度の自殺（自死）件数の有無。件数があれば年度と学校別での数値」が記載された行政文書について公開を請求した。
- (2) 実施機関は、同年4月20日付けで、異議申立人に対し、該当文書として調査報告書を特定したものの、同文書は条例第8条第2項に該当するものとして、条例第11条第2項の規定により、公開しないことを決定した旨の通知を行った。
- (3) 異議申立人は、同年4月25日付けで、実施機関に対し、行政文書の非公開決定処分を取り消すとの決定を求める旨の異議申立てを行った。
- (4) 実施機関は、同年7月12日付けで、条例第18条の規定により、四街道市情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件異議申立てについて諮問を行った。

3 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成24年4月20日付けで実施機関が行った調査報告書を当該行政文書と特定しながら同文書を条例第8条第2項に該当するものとして非公開と決定した処分の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述の中で述べている異議申立ての主たる理由は、おおむね次のとおりである。

- (ア) 情報公開を求めたものは、「四街道市内の小学校、中学校における平成20年度、

21年度、22年度、23年度の自殺（自死）件数の有無。件数があれば年度と学校別での数値」が分かる行政文書であって、調査報告書そのものを求めたわけではない。

(イ) 児童生徒の自殺件数については、政府及び自治体の刊行物で全国及び県レベルの数値が公表され、千葉県について言えば、県内の平成20年度、21年度における数値は既に当市議会でも教育部長が明らかにしている。また新聞による報道も行われている中、実体として秘密に値しない自殺件数については、実施機関が守秘秘匿すべき情報とは言えず、情報公開を決定しても公益上の支障は生じない。自殺件数の数値確認は自殺者個々の調査やプライバシーを明らかにする目的で請求したのではない。

(ウ) 非公開決定処分は、実施機関による過剰な行政権の行使及び適用条文の拡大解釈であり、請求者の知る権利を侵害している。また、条例第8条第2項を理由とした自殺件数の数値の非公開は、市民の教育行政への関与を否定し、教育行政への可視化を阻害するものである。行政機関が集めた情報は市民共有の知的財産であり、実施機関の専有物ではない。実施機関による情報隠しが行われれば市民の教育問題への関与も提起も不可能となる。

以上、本件非公開決定処分は、条例の解釈、運用を誤ったものであるから、その取消しを求める。

4 実施機関の説明要旨

実施機関は、条例第8条第2項を理由とした情報非公開決定処分について、おおむね次のように説明している。

(1) 平成24年4月9日付けで異議申立人から提出された情報公開請求に対し、自殺件数について、実施機関としては、請求に関する行政文書を自殺件数が記載された唯一の行政文書として保存している調査報告書と特定した。なお、当該調査報告書以外に市独自で調査した資料は存在しない。

(2) 特定した行政文書は、文部科学省（以下「文科省」という。）が実施している調査のため、公開について文科省及び千葉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に確認したところ、当該調査が統計法に基づく調査であり、同法第40条により調査目的以外の目的のために当該統計調査に係る情報を自ら利用し、若しくは提供できないため、又は同法第41条により統計調査の結果に対する守秘義務があるため、当該調査報告書は公開できないとの回答を得た。なお、文科省及び県教育委員会からは、児童生徒の自殺者数等は数値が出た場合に特定性が高いものとなるので、個人情報の保護の観点から、慎重な判断を要するとの指摘があり、実施機関もそのように考えて

いる。

- (3) 当該情報公開請求に対して実施機関が判断を行う過程では、「学校現場及び児童生徒に自殺事案等の事故が発生した場合に提出される事故報告書」（以下「事故報告書」という。）の公開も検討したが、個人情報との関わりもあり、又、異議申立人が請求した自殺件数が分かる行政文書とは異なるものと判断して、公開の対象とはしなかった。

以上のことから、本情報公開請求に係る行政文書として調査報告書を特定しながらも、条例第8条第2項を理由にこれを非公開としたことは、適正な決定処分である。

5 審査会の判断

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、異議申立人及び実施機関からそれぞれ意見書の提出を求めるとともに、異議申立人及び実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果を踏まえて、次のとおり判断する。

- (1) 実施機関は、異議申立人が公開を求めた、平成20年度から23年度までの4年間における市内児童生徒の自殺件数を示す行政文書について、調査報告書を唯一の行政文書と特定したものの、公開について文科省及び県教育委員会に確認したところ、当該調査が統計法に基づく調査であるため、同法第40条により調査目的以外の目的のために当該統計調査に係る情報を自ら利用し、若しくは提供できないため、又は同法第41条により統計調査の結果に対する守秘義務があるため、当該調査報告書は公開できないとの回答を得たと説明する。
- (2) 当該調査報告書は、確かに統計法に基づく調査であり、調査票情報について実施機関には同法第40条に定める利用制限がかかり、又、同法第41条に定める守秘義務が課せられるところから、実施機関が文科省及び県教育委員会に確認した上、条例第8条第2項に定める「公開してはならない情報（法令秘情報）」に該当すると判断したのは、その限りでは妥当である。
- (3) しかしながら、異議申立人が公開を求めているのは、平成20年度から4年にわたる市内児童生徒の自殺件数が分かる行政文書であり、当該調査報告書と特定して請求しているわけではない。実施機関は当該調査報告書を唯一の行政文書であると特定し非公開決定処分を行ったものだが、実施機関が学校現場及び児童生徒に関わる重大事案を把握していないとは考えにくいところから、当審査会は当該調査報告書以外に児童生徒の自殺件数が分かる行政文書が存在しないか否かを改めて検討し、今回の実施機関の判断の妥当性を検証してみる必要があると判断した。
- (4) 当審査会が実施機関の職員に説明を求めたところ、実施機関の説明要旨でも触れたように、学校現場及び児童生徒に事故が発生した場合、事案の内容により学校長名で

事故報告書が実施機関に報告されることになっており、児童生徒の自殺事案は当然ながら事故報告書に記載され報告されているという。そこで、当審査会が実施機関に対し、学校当局及び実施機関が児童生徒の自殺と判断している事案に関する事故報告書の提出を求めて確認したところ、直接的な表現ではないものの、自殺事案であると示す行政文書であることが読み取れた。実施機関は、事故報告書の公開も検討したようだが、異議申立人が請求した自殺件数が分かる行政文書とは異なるものと判断して、公開の対象とはしなかったという。しかしながら、事故報告書は事案1件ごとに作成されるものであるから、事故報告書の自殺件数がそのまま年度ごとの自殺者数を表すものと思料できる。念のため当審査会が実施機関に対し、事故報告書の自殺件数と文科省の調査に回答した自殺者数が一致するかどうかを尋ねたところ、一致する旨の回答があった。

- (5) これまで見てきたように事故報告書は、年度ごとに自殺件数をカウントすれば、異議申立人が公開を求める平成20年度から4年にわたる市内児童生徒の自殺件数を知ることができるところから、異議申立人が請求する内容を満たす行政文書になりうるものと思料される。異議申立人は調査報告書と特定して公開を求めているわけではない。ここに至って、それ以外に児童生徒の自殺件数が分かる推認される行政文書が存在するのであるから、調査報告書を唯一の行政文書であると特定した実施機関の判断は妥当とは言えない。

よって、実施機関が平成24年4月20日付け教学指令第1号で異議申立人に対して行った決定を取り消し、改めて請求対象文書を特定して理由を付した上で、公開・非公開等の決定を行うことが適当であると判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成24年 7月12日	諮問書の受理
7月18日	実施機関に諮問事案に係る意見書の提出を依頼
8月 6日	実施機関から諮問事案に係る意見書を受理
8月 6日	異議申立人に実施機関の意見書を送付するとともに、異議申立人の意見書の提出を依頼
8月 6日	異議申立人に口頭による意見陳述の意向を照会
8月27日	異議申立人から意見書を受理

8月27日	異議申立人から口頭意見陳述申立書を受理
8月30日	第1回審議 ・実施機関から資料提出
9月18日	第2回審議 ・異議申立人の口頭意見陳述聴取 ・実施機関の口頭説明聴取
10月30日	第3回審議
11月27日	第4回審議 ・実施機関の口頭説明聴取 ・実施機関から資料提出
平成25年 1月22日	第5回審議 ・実施機関から資料提出
3月19日	第6回審議

平成25年 3月19日

四街道市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 酒井 正文
副会長 青柳 和子
委 員 堀籠 秀昌
委 員 木谷 太郎
委 員 荒木 昭夫